

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月19日
【会社名】	株式会社ニフコ
【英訳名】	NIFCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴尾 雅春
【本店の所在の場所】	神奈川県横須賀市光の丘5番3号
【電話番号】	046(839)0225
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 最高財務責任者 矢内 俊樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル20階
【電話番号】	03(5476)4853
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 最高財務責任者 矢内 俊樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 393,185,000円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	115,000株（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 2025年5月19日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）決議によります。

2 割当予定先はニフコ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）であり、本持株会は、当社及び当社子会社の従業員を会員とする従業員持株会です。当社又は当社子会社から付与対象となる本持株会の会員（以下、「対象会員」といいます。）に特別奨励金を付与し、本持株会を通じた当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である本持株会に自己株式を割り当てるもので、最大2,300名に対して付与するものとしております。実際の発行数は、本持株会の入会プロモーション終了後の対象会員の数に応じて確定するため、減少する可能性があります。

3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

4 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	115,000株（注）1	393,185,000（注）2	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	115,000株（注）1	393,185,000（注）2	-

（注）1 割当予定先は本持株会であり、本持株会は、当社及び当社子会社の従業員を会員とする従業員持株会です。当社又は当社子会社から対象会員に特別奨励金を付与し、本持株会を通じた当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である本持株会に自己株式を割り当てるもので、最大2,300名に対して付与するものとしております。実際の発行数は、本持株会の入会プロモーション終了後の対象会員の数に応じて確定するため、減少する可能性があります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

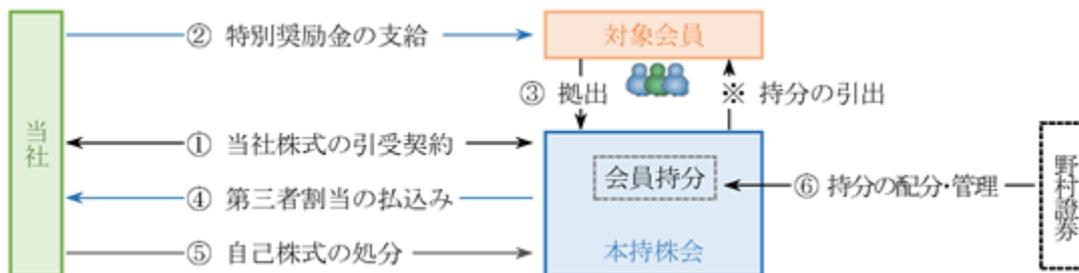
（２）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
3,419（注）2	-	1株	2025年7月24日	-	2025年7月25日

- （注）1 本自己株式処分は、本スキーム（以下に定義します。）に基づき本持株会に対して行われるものであり、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。本取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間に株式引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払い込むものとします。
- 4 本自己株式処分は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間に当社及び割当予定先である本持株会との間で株式引受契約が締結されることを条件として行われます。

本自己株式処分は、対象会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である本持株会に自己株式を割り当てるもの（以下、「本スキーム」といいます。）です。

本スキームの仕組み（子会社の記載は省略しています。）



当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。

当社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します。

対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。

本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。

当社は本持株会に対して自己株式を処分します。

割り当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託する野村証券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。

対象会員は割り当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引き出すことが出来ます。

本持株会は本自己株式処分に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。本有価証券届出書に記載しました発行数は、特別奨励金の付与対象となる全ての従業員が本持株会に加入した場合の上限株数を想定しておりますが、実際は本持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者などが生じますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ニフコ 経営統括本部 財務・経理部	神奈川県横須賀市光の丘5番3号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京法人営業部	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
393,185,000(注)2、3	440,000(注)4	392,745,000(注)3

(注)1 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。

2 払込金額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。

3 払込金額の総額及び差引手取概算額は、本有価証券届出書提出日における見込額の為、変更となる可能性があります。

4 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等の書類作成費用等(消費税等は含まれておりません。)であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社又は当社子会社から対象会員に対して特別奨励金を付与し、割当予定先である本持株会が対象会員から当該特別奨励金の拠出を受け、これを払い込むものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、上記差引手取概算額392,745,000円につきましては、払込期日以降、業務運営のための運転資金に充当する予定であり、実際に費消されるまでの間は、当社預金口座にて適切に管理します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 2024年6月20日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第73期中(自2024年4月1日 至2024年9月30日) 2024年11月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2025年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年6月28日関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2025年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき臨時報告書を2025年5月8日関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年5月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2025年5月19日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニフコ(本店)
(神奈川県横須賀市光の丘5番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。